



ケースで学ぶ

FPのための実践コンプライアンス

株式会社FPスピリット 代表取締役
CFP® 認定者 行政書士 鈴木克昌

第4回▶コンプライアンスとは

CASE

コンプライアンスを訳すと 法令遵守と解釈できる。 順法精神をもてば コンプライアンスか？



基本的な質問なのですが、コンプライアンスという言葉は、法令遵守という意味だと理解していいのでしょうか？



いいえ、それだけでは不十分です。コンプライアンスは、「応じる・従う」という意味の動詞『コンプライ』から生まれた言葉で、何らかの要求に応じることを意味し、今日では社会の要請に応えることと理解されています。これは、法令に限らず広く社会規範や企業倫理の遵守まで含む概念ですので、コンプライアンスという言葉は倫理法令遵守と訳されるのが多くなっています。



ということは、法令遵守は倫理遵守の中にも含まれるのでしょうか？

そのとおりです。法令を遵守することは、確かに重要なモラルです。でも、特にFPの場合には、倫理遵守と法令遵守を別の問題として捉えたほうがよいという面もあります。



それは、どういうことでしょうか？



FPにとって倫理遵守は精神であり、法令遵守はリスクマネジメントだということです。業務領域が広いFPという職業の性質上、順法精神だけでは法令は遵守できません。法令を守るためには知識と対策が必要となるのです。

解説

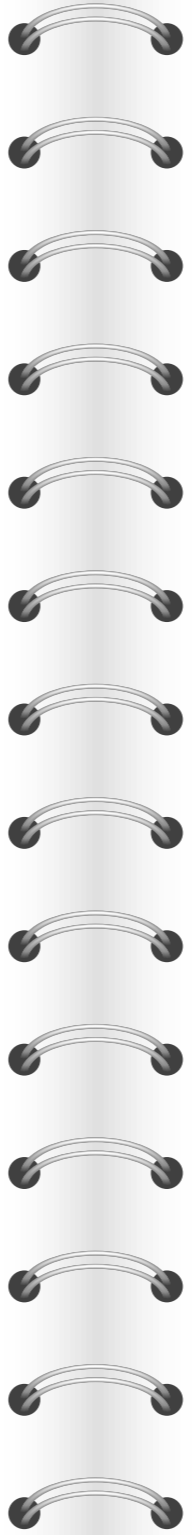
法的リスクマネジメントは FP業務領域の拡大に不可欠

どんな職業にも職業倫理があり、多くの職業で「顧客第一」が理念として標榜されているが、特にFPにとっては「顧客利益の優先」

はモラル以前の職業の本質とも言えるべきものである。FPにはさまざまな職業倫理があるが、守秘義務やインフォームド・コンセントなど、その多くは「顧客利益の優先」から導かれるのである。

FPは一般に独立系FPと企業系FPに分類されるが、職業倫理の点において両者の間に違いはない。日本FP協会の会員倫理規程も両者の別なく適用されている。企業系FPを商品の売り手と捉えるのであれば、独立系FPであっても商品を販売する者は存在するし、宅建業者や士業者のように商品ではなくサービスを提供する者も同様とみなすべきだろう。

本誌4月号で紹介した金融庁金融審議会の「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書では、乗合代理店が保険会社の代理店としての立場を誤解させるような表示を行うことの禁止を提言し、「公平・中立」という表示は「所属保険会社等と顧客との間で中立である

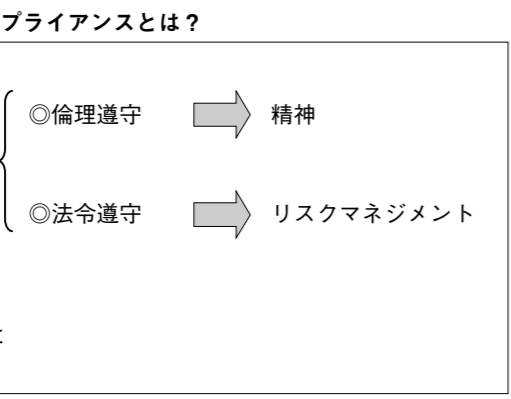


る」と顧客が誤解するおそれがあるとして。そもそも、売り手と買い手（顧客）の間で中立であるということがあり得るのかどうか甚だ疑問ではあるが、FPの立ち位置が理念としては「顧客側」であることは言うまでもない。

したがって、FPにとっての公平・中立とは、立場のことではなく、商品・サービスの選択における中立公正さを意味すると解するべきであろう。中立公正な選択の中には、当然、買わない（売らない）という選択肢も含まれる。これができるなら（実際には難しいかもしれないが）、理論上は、売り手側のFPであっても中立公正となり得るはずである。

までも、それを理想として掲げることを止めるわけにはいかない。それがFPとしての矜持であろう。無知や過失から生じる

FPの価値を矮小化することにつながる。顧客の利益のために、顧客を支援する合法的な方策を考えることも、プランナーとしての仕事である。

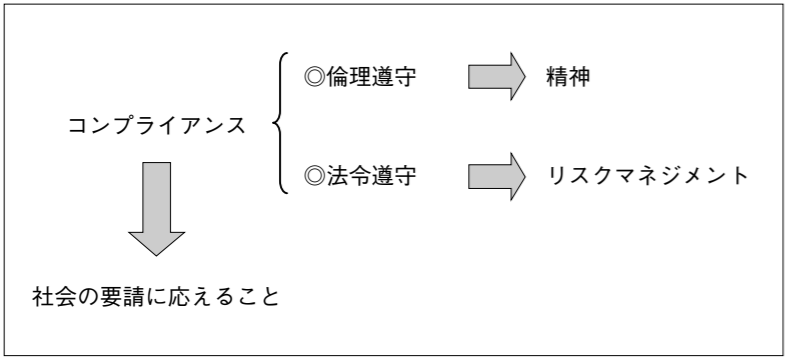


FP業はボランティアではないのだから、顧客利益の優先と言っても、それは対価との関係で制約を受ける。商品販売を通じてしか対価が得られない場合は、その制約はより大きなものになる。しかし、自身の置かれた環境、制約の中で最大限に顧客の利益を追求するのがFPの本分である。

以上のように、コンプライアンスのうち、倫理遵守は精神の問題である。一方、法令遵守は精神だけの問題ではない。順法精神は倫理であり、私利私欲等の悪意をもつて意識的に法を犯せば、それは倫理違反であるが、法令違反の多くは、悪意ではなく無知や過失から生じるのである。その点で、法令遵守はFP自身のリスクマネジメントと捉える必要がある。

法的リスクマネジメントのためには、必要に応じて法令や判例を参照することはもちろんのこと、専門家や所轄庁の意見を求めることや、場合によっては法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）を利用することも考えるべきであろう。そのようなFPのリスクマネジメントに資することが本連載の趣旨である。法的リスクマネジメントは、FPが業務領域を縮小するのではなく、むしろ拡大していくためにこそ必要となるものであることを理解していた

図表 FPにとってのコンプライアンスとは？



顧客の利益に相対する自己の利益には、経済的利益だけでなく、時間や労力を惜しむといった自己都合も含まれることを考えると、顧客利益の優先を実践することは決して容易ではない。だが、あく

法的限界が存在する。能力的・法律的な限界には客観性が求められる。合法であるという自信が持てない行為は行ってはならないが、だからといって、法令違反を恐れて業務範囲を必要以上に狭めることは、

だければ幸いに思う。



鈴木 克昌
株式会社FPスピリット代表取締役
CFP®認定者、行政書士、宅地建物取引主任者、一種証券外務員・内部管理責任者、FP業務と各種法的手続きサポートのほか、事業者の法的リスク対策を手掛け、公的機関や企業のコンプライアンス研修講師も数多く務めている。日本福祉大学非常勤講師。